

島義勇顕彰事業委託業務 企画提案仕様書

1 委託業務名

島義勇顕彰事業委託業務

2 目的

2024年に没後150年を迎える島義勇の偉業や功績について、県内と島義勇と関わりがある北海道・札幌エリアに対して情報発信を行うことで、佐賀県民の郷土への誇りや愛着の醸成及び県外の方々にも佐賀県に興味・関心を持ってもらうことを目的に事業を実施する。

3 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

4 業務内容

広報・PR業務

① 広報概要

ア 広報内容

- ・手段はラジオでの広報とする。2024年に没後150年を迎えた島義勇の偉業や功績に光を当て、県内においては、聴いた方が郷土への誇りや愛着を感じてくれるように、また、北海道においては、佐賀県に興味・関心を持ってもらえるような内容にすること。
- ・具体的には、島義勇の偉業や功績を、聴取者がわかりやすく、かつ、楽しんで聴けるようなラジオドラマを制作し、佐賀及び北海道それぞれで放送すること。
- ・また、ラジオドラマに加えて、それぞれの地域（佐賀・北海道）の観光やグルメ等の紹介も行うことで、聴取者に興味・関心を持たせ、来県につながるような情報を放送すること。

イ 期間

令和6年5月～令和6年11月の間（予定） ※開始及び終了時期は県と協議

② 業務概要

ア ラジオドラマ等の台本、全体スケジュール等の作成、収録、出演者との調整など
放送前、本放送、終了後に放送に係る業務全般。

イ 佐賀県内及び北海道エリアそれぞれでのラジオ放送による情報発信。

ウ 放送本数、放送時間

- ・県内での放送
1か月あたり2回以上で、2か月以上。（4回以上）1回あたりは5分以上。
- ・北海道での放送
1か月あたり2回以上で、2か月以上。（4回以上）1回あたりは5分以上。

エ 放送後の音声データの提供。(基本的にはラジオドラマ部分)

オ その他

- ・ラジオドラマについて、著作権は佐賀県に帰属し、ホームページでの掲載やYouTube等で配信することを想定しておくこと。
- ・ラジオドラマ部分は、放送終了後に音声データ形式にて県に納品すること。
- ・ラジオドラマは、多くの方に聴いていただけるように、著名なナレーターや声優などを起用すること。
- ・ラジオドラマなど、島義勇に関する時代背景等については、間違っただけを放送しないように、台本作成時から専門家等の歴史監修を必ず入れること。
- ・上記以外の手法等で、島義勇の功績を広く周知できたり、聴取者を増やす手法を提案すること。

5 企画提案の内容等

(1) 提出書類

ア 提案書(表紙:様式第6号)・・・正本1部 副本7部

イ 提案資料(任意様式)・・・8部

【企画提案の内容】

- ・実施方針(基本的な考え方等)
- ・実施内容(各業務の実施内容)
- ・実施体制(役割を明確にした体制図、総括責任者等の実績・プロフィール)
- ・実施スケジュール(進め方、作業工程等)
- ・業務実績(過去の同種の業務実績)

ウ 見積書(任意様式)・・・正本1部 副本7部

※各業務の見積額及びその明細

(2) 提案資料は、A4縦長左綴じ(ホチキス留め)で作成すること。

(3) 提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。

(4) 提出された提案書及び添付資料は返却しない。

(5) 提出は持参又は郵送による。

(6) 提案書及び添付資料の記載事項は、原則として全て履行しなければならない。

注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

6 業務実施上の留意点

(1) 本業務の遂行にあたっては、県と十分に協議し行うものとする。

(2) 本業務において、第三者が所有する素材(音声、映像、写真・イラスト等)を用いる場合には、受託者において著作権処理等を行うものとする。

(3) 受託者が作成したデータや写真、イラスト、文書、ラジオドラマ等の成果物の著作権(著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。)は、県に帰属するものとする。

(4) 県が提供した資料等を委託業務の目的以外に使用しないこと。

7 その他

- (1) 本業務に係る個人情報については、厳重に管理し、不当な目的に利用することがないように徹底すること。また、保有する必要のなくなった個人情報及び契約終了後の一切の個人情報については、確実かつ速やかに破棄又は消去すること。
- (2) 本業務の実施にあたり計画に変更が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、県と受託者が協議を行い、本仕様書の記載事項を変更することができるものとする。
- (3) 委託業務の完了後、速やかに業務完了報告書、請求書等の関係書類を提出すること。